



府消委第188号

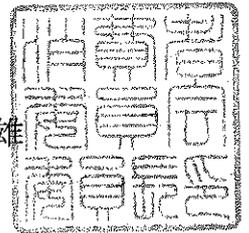
平成23年8月5日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

消費者委員会

委員長 松本 恒雄



答 申 書

平成22年3月18日付け消食表第79号をもって諮問のあったことのうち、食品衛生法施行規則並びに遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正については下記のとおり答申します。

記

1. 食品衛生法施行規則並びに遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。）第19条の13第5項の規定に基づき諮問のあった改正の案について、その案のとおり改正することが適当であるとされた。

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条、第七十九条（略） 様式第一号、様式第十五号（略） 別表第一、別表第六（略） 別表第七（第二十一条関係）</p>			
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>パイヤ</p>	<p>パイヤを主な原材料とするもの</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第八、別表第十七（略）</p>		<p>別表第八、別表第十七（略）</p>	
<p>作物</p>	<p>加工食品</p>	<p>作物</p>	<p>加工食品</p>

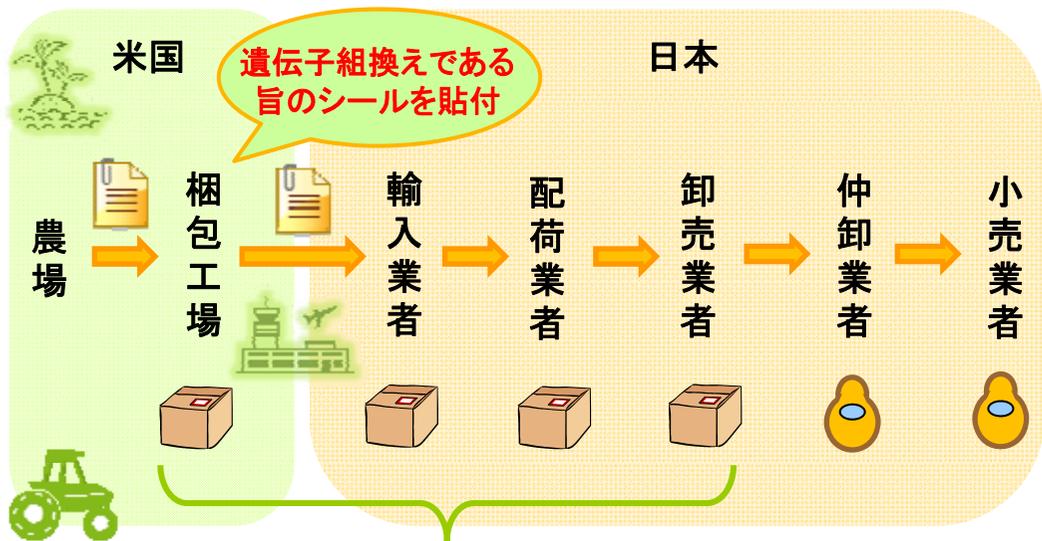
遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）
一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行										
<p>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準</p> <p>第1条～第5条（略） 別表1（第2条関係） 1～7（略） 8 <u>パパイヤ</u> 別表2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="107 662 1093 790"> <thead> <tr> <th>加 工 食 品</th> <th>対 象 農 産 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～32（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>33 パパイヤを主な原材料とするもの</u></td> <td><u>パパイヤ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3（第3条関係） （略）</p>	加 工 食 品	対 象 農 産 物	1～32（略）	（略）	<u>33 パパイヤを主な原材料とするもの</u>	<u>パパイヤ</u>	<p>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準</p> <p>第1条～第5条（略） 別表1（第2条関係） 1～7（略）</p> <p>別表2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 662 2132 790"> <thead> <tr> <th>加 工 食 品</th> <th>対 象 農 産 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～32（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3（第3条関係） （略）</p>	加 工 食 品	対 象 農 産 物	1～32（略）	（略）
加 工 食 品	対 象 農 産 物										
1～32（略）	（略）										
<u>33 パパイヤを主な原材料とするもの</u>	<u>パパイヤ</u>										
加 工 食 品	対 象 農 産 物										
1～32（略）	（略）										



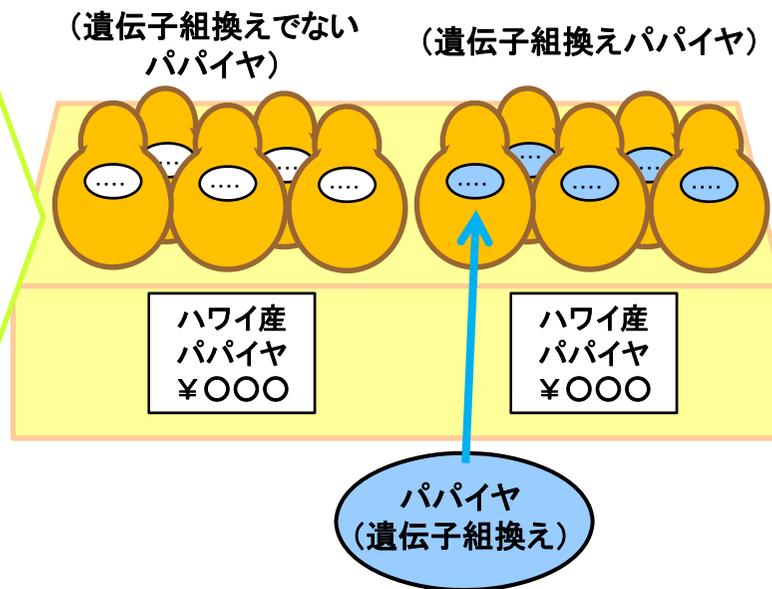
分別生産流通管理(IPハンドリング)を原則としていますが、ハワイでは、遺伝子組換え表示を行ったシールを個々のパパイヤに貼付することとしています。これにより、日本国内の販売段階では意図せざる混入が起こらないようになります。

遺伝子組換えパパイヤ



ハワイ州の梱包工場では封印する梱包用ダンボール箱により、非遺伝子組換えパパイヤ、遺伝子組換えパパイヤを区別することができます。

販売時の表示例



※シールが剥がれた場合

- ・遺伝子組換えパパイヤのみを取り扱っていることが書類で確認できる場合に限り再貼付することができます。
- ・非遺伝子組換えパパイヤ及び遺伝子組換えパパイヤ両方を取り扱っている場合は、それまでの全段階における各段階の証明書のコピー等により、管理状態を確認し、遺伝子組換えパパイヤであることを確認できる場合に限り再貼付することができます。
- ・遺伝子組換え表示を行ったシールが剥がれたままの状態では流通させることは、違反となる場合があります。
- ・故意に遺伝子組換え表示を行ったシールを剥がして流通させ、非遺伝子組換えパパイヤとして販売することは違反となります。